

# 「高等教育コンソーシアムみえ」規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、「高等教育コンソーシアムみえ」(以下「コンソーシアム」という。)とする。

(構成機関)

第2条 コンソーシアムは、三重県内に設置されている別表1に掲げる機関(以下「構成機関」という。)により構成する。

(目的)

第3条 県内高等教育機関相互並びに県内高等教育機関と地域との連携を促進することにより、県内高等教育機関の教育、研究、地域貢献の各機能の向上を図り、もって人口減少の抑制及び地域の活性化を実現することを目的とする。

(事項)

第4条 コンソーシアムでは、次に掲げる事項に取り組むこととする。

- (1) 三重県における高等教育のあり方・将来像に関すること。
- (2) コンソーシアムの情報発信に関すること。
- (3) 学生の地域活動支援に関すること。
- (4) 地方創生に取り組む市町、地域の支援に関すること。
- (5) FD・SDに関すること。
- (6) 教育プログラムに関すること。
- (7) 三重県内への就職の推進に関すること。
- (8) IRに関すること。
- (9) その他目的の達成のために必要なこと。

## 第2章 総会

(総会の設置)

第5条 コンソーシアムに総会を置く。

2 委員は、構成機関の長をもって充てる。

(役員)

第6条 総会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、当分の間、三重大学長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、会長が指名し、総会の承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、コンソーシアムを代表し、運営を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 監事は、コンソーシアムの決算について監査する。ただし、必要と認めるときは、事業の執行状況について随時に監査することができる。

(副会長、監事の任期)

第8条 副会長及び監事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(所管事項)

第9条 総会は、コンソーシアムの運営に関する次の事項を所管する。

(1) 事業計画及び予算、決算に関すること。

(2) 本規約の改廃に関すること。

(3) 役員を選出に関すること。

(4) その他運営に関する重要な事項並びに三重県の高等教育のあり方・将来像等についての検討に関すること。

(招集)

第10条 総会は、会長が招集する。

(議長)

第11条 総会の議長は、会長をもって充てる。

(定足数)

第12条 総会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議決)

第13条 総会の議事は、出席委員の過半数の承認をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 会長は、書面による賛否を求め、総会の議決にかえることができる。

(加入・脱退)

第14条 コンソーシアムの加入及び脱退については、別に定める。

(賛助会員)

第15条 コンソーシアムの目的に賛同し、会長が承認した団体・個人を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員は、総会での議決権はないものとする。

3 賛助会員は、コンソーシアムの運営や事業の企画・実施に対し支援・協力する。

4 賛助会員には、コンソーシアムの運営や事業に関する情報提供を行う。

### 第3章 企画運営委員会

(企画運営委員会の設置)

第 16 条 コンソーシアムの企画、運営、評価、広報を所管する企画運営委員会を設置する。

2 委員には、構成機関の長が推薦する者をもって充てる。

3 委員長、副委員長は、会長が指名する。

4 委員長、副委員長の任期は、第 8 条の規定に準ずる。

(招集)

第 17 条 企画運営委員会は、会長が招集する。

(議長)

第 18 条 企画運営委員会の議長は、委員長をもって充てる。

(運営)

第 19 条 企画運営委員会の定足数及び議決については、第 12 条及び第 13 条の規定に準ずる。

## 第 4 章 部会

(部会の設置)

第 20 条 コンソーシアムに各事業の企画、運営を所管する部会を設置できる。

2 部会は、当該事業に参加を希望する構成機関により組織し、部会構成員は、当該構成機関の長が推薦する者をもって充てる。

3 部会長、副部会長は、会長が指名する。

4 部会長、副部会長の任期は、第 8 条の規定に準ずる。

5 その他部会の運営については、会長が要綱で定める。

## 第 5 章 事務局

(事務局の設置)

第 21 条 コンソーシアムの事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は会長が所属する機関に置く。

## 第 6 章 会計

(会計年度)

第 22 条 事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(運営財源)

第 23 条 コンソーシアムの運営財源は、構成機関が負担する負担金及び事業に伴う収入等とする。

## 第 7 章 雑則

(委任規程)

第 24 条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、構成機関と協議の上、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成28年3月29日から施行する。
- 2 第8条の規定にかかわらず、設立時の副会長及び監事の任期は、平成30年3月31日までとする。

別表1

三重大学
三重県立看護大学
四日市大学
四日市看護医療大学
鈴鹿医療科学大学
鈴鹿大学
皇學館大学
三重短期大学
鈴鹿大学短期大学部
高田短期大学
鈴鹿工業高等専門学校
鳥羽商船高等専門学校
近畿大学工業高等専門学校
三重県